

高槻市立赤大路小学校 いじめ防止基本方針

令和 8 年度

(いじめの定義)

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係（※1）にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」

(いじめ防止対策推進法 第二条)

(いじめの禁止)

「児童（生徒）は、いじめを行ってはならない」（いじめ防止対策推進法 第四条）

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動に在籍している児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

【具体的ないじめの態様の例】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

ア. 法の対象となるいじめにあたるか否かの判断をするに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう、いじめを広くとらえること。

※インターネット上で悪口を書かれた児童がおり、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

イ. 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、例えばけんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめの被害を受けた児童の立場に立ち、いじめに該当するか否かを判断する。

ウ. いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織「学校いじめ不登校対策委員会等」を活用して行う。

- エ. 好意から行った行為が意図せず相手側の児童の心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに被害者に謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等は、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織「学校いじめ不登校対策委員会等」で情報を共有する。
- オ. いじめの中にも、犯罪行為として取り扱うべきと認められ、早期に高槻警察に相談するものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもある。その場合には、教育的な配慮や被害者の意向を配慮する上で、早期に警察への相談・通報を行い、警察と連携した対応を図る。

1. いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 学校教育目標

「今、輝こう！未来に向けて！」

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

ア. 教職員は、いじめの未然防止のために、日頃から深い児童理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるように努める。

イ. 教職員は、「いじめは、どの子どもにも、どの学級においても起こり得ることであり、人の命に関わる重大な問題である」ことを十分認識し、早期発見・早期対応を行う。さらに、いじめの兆候（疑いを含む）に気付いたり、情報を得た場合は、他の業務に優先して、児童一人ひとりに応じた指導・支援を組織的に行うために、直ちに校内の「いじめ不登校対策委員会」に報告するとともに、保護者、地域住民や学校以外の警察、少年サポートセンター、児童相談所などの関係機関と連携を図りつつ、いじめ防止等のための対策を行っていく。

※いじめの情報を抱え込み、「いじめ不登校対策委員会」に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

ウ. 教職員は、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動の充実を図るとともに、道徳科の時間を要とした道徳教育を通して、児童の豊かな人間性を育む。

エ. 学校における最大の教育環境は教職員であり、児童一人ひとりを大切にする意識や日常的な態度が非常に重要である。そのため、教職員は、児童の視点に立って問題の本質を把握し、望ましい方向に導くための技術や経験を身に付け、日々の言動が児童に大きな影響を持つことを十分に認識しながら、教育活動を行う。

オ. すべての児童が安心かつ安全に学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。

(3) いじめの「解消の定義」

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

※ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

2. いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校では、いじめの防止等のため以下の組織を設置する。

(1) 名称

法第22条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「赤大路小学校いじめ不登校対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置する。

(2) 構成員

校長、教頭、首席、児童支援コーディネーター、生活指導担当、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭などにより構成する。内容・案件により、他の必要な教職員や学校関係者等の出席も可とするなど、校長が実情に応じて定める

ものとする。

(3) 開催

いじめ(疑いを含む)を把握した際は、緊急開催(原則24時間以内)する。また、6月・11月・2月には、いごちアンケートを実施し、アンケート結果の共有や分析をする場として開催する。加えて、毎月開催する生活指導部会で、いじめや不登校等の生活指導事案について、未然防止、早期発見の観点で協議し、必要に応じて開催する。

(4) いじめ不登校対策委員会の役割

① 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

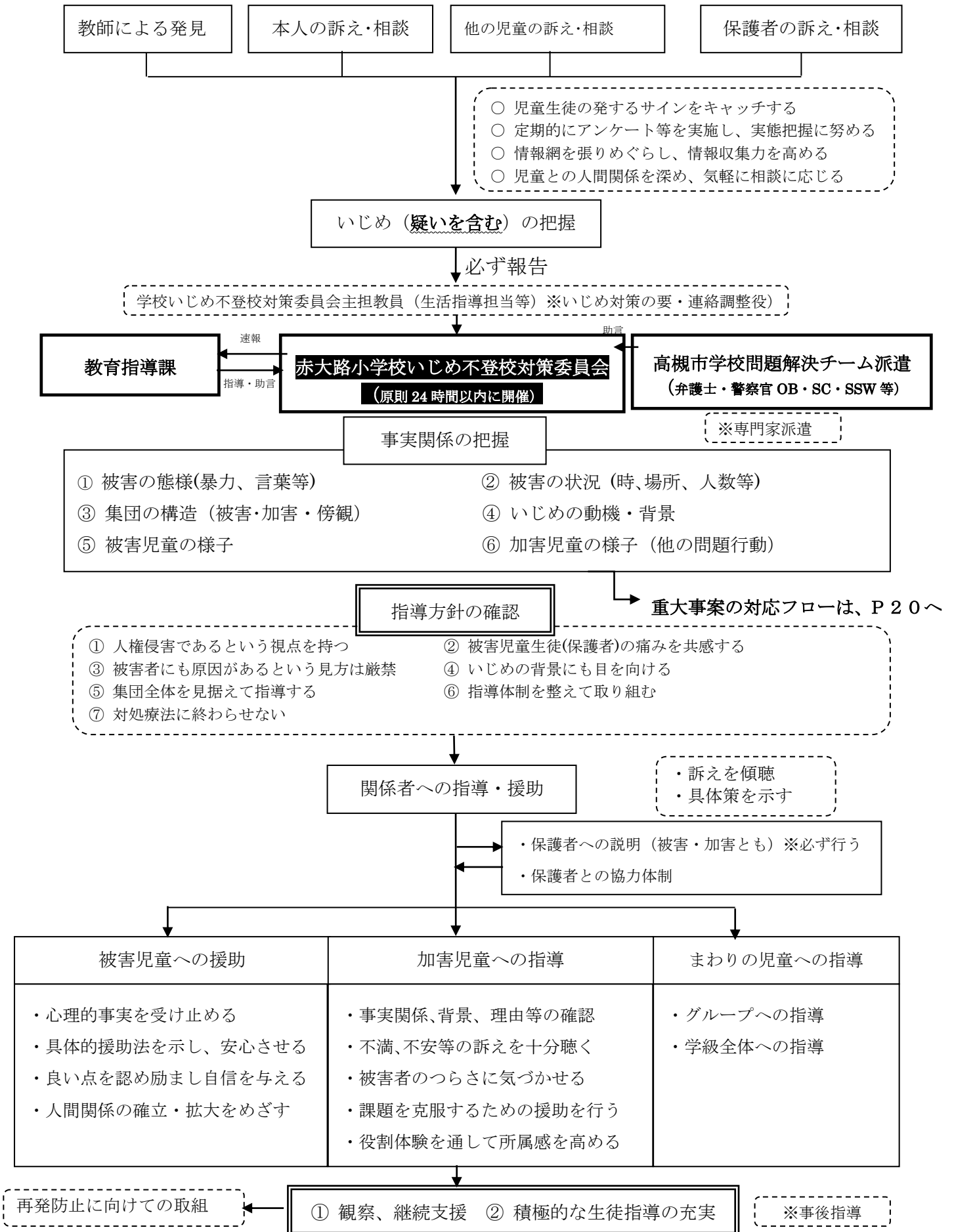
② 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童間の人関係に関する悩みを含む)があった時には、他の業務に優先して緊急の対策会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童に対する支援・指導体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対策を組織的に実施する役割

③ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割(PDCAサイクルの実行)

学校いじめ事案対応フローチャート



3. いじめの防止等のための基本的な考え方と具体的な取組

本校では、いじめの防止等のため以下のように取り組む。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにもおこりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

(全ての児童への指導)

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底する。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、児童に持たせる。
- ② 児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行い、学校におけるすべての児童の「居場所づくり」と「絆づくり」に努める。
- ③ 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。特に、「特別の教科 道徳」の時間を要とした道徳教育を通して、このような指導の充実を図る。また、読書活動や、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を取り入れる。
- ④ 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童がいじめを自分たちの問題として受け止め、当事者だけでなく、観衆や傍観者にもならないよう、自主的にいじめの問題について考え議論する機会をつくる。

(いじめを許さない学級経営)

- ① 個々の教師がいじめの問題の重大性を正しく認識し、危機意識を持って取り組む。また、教師の何気ない言動が児童に大きな影響力を持つことに十分留意し、教職員自身が児童を他の児童によるいじめを助長したりするような言動は厳に慎む。
- ② グループ内での児童の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導の在り方、わけても班別指導について不断の見直しや工夫改善を行う。

(特に配慮を要する児童への支援)

下記の児童を含め、特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ア. 発達障がいを含む、障がいのある児童
- イ. 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国にルーツを持つ児童
- ウ. 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童
- エ. 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

<具体的な取組>

- ア. 学級や学校における生活上の諸問題の解決【特別活動】
「学級や学校における生活をよりよくするための課題を見出し、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。」
- イ. わかる授業づくり【各教科】
「一人ひとりに基礎基学力をつけ、学びあい高めあう集団を育てる」
- ウ. 規範意識の醸成【道德教育】
「他者への思いやりや信頼関係を築きつつ、集団として高めあうことができる児童を育成する」
- エ. 児童会活動の活性化【児童会活動】
「自分の身の回りの諸問題について話し合い、解決する活動を通して学校生活充実向上していく実践的態度を身につける」
- オ. 体験活動の充実【総合的な学習の時間など】
「様々な人々と接する中で、自らを見つめ、課題を見つけ出し、自分の生き方を仲間と共感しながら、主体的に考え、表現できる生徒を育成する」
- カ. いじめ対応マニュアル（府教育庁作成）の活用
- キ. インターネット等を通じて行われるいじめに対する学習
- ク. いじめ防止等に関する年間計画の作成 →P. 18を参照。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくい形でおこなわれることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いを持って、早い段階からの確にかかわりをもつ。また、いじめを隠したり、いじめを軽視するのではなく、いじめを積極的に認知することが必要である。そのため児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つよう努める。

(問題兆候の把握等)

- ① 日常の観察により児童の生活実態のきめ細かい把握に努めるとともに、アンケート調査(年3回)や個人懇談等、いじめを見つけるための積極的な取組を定期的に行う。また、いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努める。
- ② 児童や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、すみやかに教職員相互において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な対応を図る。
- ③ 児童の仲間意識や人間関係の変化に留意しつついじめの発見や対応に努めるとともに、特に、種々の問題行動等々が生じているときには、同時に他にいじめが行われている場合もあることに留意する。
- ④ いじめの問題解決のため、いじめ(疑いを含む)を把握した際には、速やかに教育委員会に報告するとともに、必要に応じ、教育センター、子ども家庭センター、警察等の地域の関係機関と連携協力を行う。

(全ての児童への指導)

- ① いじめられる児童や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている児童を徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示す。
- ② いじめられている児童が、そのことを自分の胸の中に止めたりせず、友人、教師、親に必ず相談するよう伝える。
- ③ 教育センターの教育相談や『はにたんのこどもいじめ110番』など校内外の相談窓口を周知する。

(実践的な校内研修の実施)

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員が認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知できるよう、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習、予防的な取組など実践的な内容の研修を実施する。

<具体的な取組>

- ア. いじめ調査アンケートの実施
 - ・児童対象 いごこちアンケート（6月、11月、2月）

 - ・学級懇談会、個人懇談、学年懇談会、
（5月、7月、12月、2月）
- イ. いじめ相談体制
 - ・スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）
 - ・他の教育相談窓口の周知
教育センターの教育相談、はにたんの子どもいじめ110番
- ウ. 校内研修
 - ・人権学習部校内研修（7月、8月、12月、2月、3月）

(3) いじめへの対処 →【※いじめ事案の対応フローはP. 5を参照】

(組織的な対応)

- ① 児童から教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談、またアンケート調査にいじめの申告等があった場合には、教職員は他の業務に優先して、かつ、即日当該情報を速やかに「いじめ不登校対策委員会」に報告し、組織的な対応を行う。また、各教職員は、学校いじめ防止基本方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録し、保存しておく。
- ② いじめの問題については、その件数よりも生じた際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決や再発防止に結びつけることができたかが重要であることから、いじめ不登校対策委員会を中心に相互の連絡・報告を密にしつつ、いじめの発生等についてきめ細かな状況把握を行い、適切な対応に努める。
- ③ 校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む。
- ④ 校長、教頭、首席、生活指導担当等は、いじめの訴え等に基づき、学年主任や学級担任等へ対応を指示したり、情報を伝達したりした場合には、その対応状況等について、逐次報告を受けるなど、その解決に至るまで適切にフォローする。

(いじめを受けた児童へのケアと弾力的な対応)

- ① いじめを受けた児童から個別に事実関係の聴取を行い、その際には、いじめを受けた児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたは悪くない」とはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめを受けた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保する。
- ③ こころの教室等の教育相談室を設けたり、部屋が相談しやすい雰囲気になるよう工夫したりするなど、児童にとって相談しやすい環境を整える。
- ④ いじめを受けた児童には、いじめの解決に向けての様々な取組を進めつつ、児童の立場に立って、必要な場合は緊急避難としての措置を検討する。その際、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障を生ずることのないように十分留意する。
- ⑤ いじめを受けた児童又はいじめる児童のグループ替えや座席替え、さらに次

年度の学級替えを行う際に児童の立場に立った配慮などを検討する。

- ⑥ いじめを受けた児童には、保護者の希望により、関係学校の校長などの関係者の意見も十分に踏まえて、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学を認める措置について、教育委員会に意見具申を行う。この場合、いじめにより児童の心身の安全が脅かされるようなおそれがある場合はもちろん、いじめを受けた児童の立場に立って、いじめから守り通すため必要があれば弾力的に対応する。

(いじめる児童への指導・措置)

- ① いじめを行った児童に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようなど、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。
- ② いじめを行う児童に対しては、必要な場合は一定期間、校内においてほかの児童と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導する。
- ③ いじめを行う児童から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ④ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ⑤ いじめを行った児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ⑥ いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる児童を守るために、いじめる児童に対する出席停止の措置について教育委員会に意見具申を行ったり、警察等適切な関係機関の協力を求めたりしていく。特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う児童については、警察との連携が積極的に図っていく。
- ⑦ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、当該児童が卒業するまで、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

(事実関係の究明)

- ① いじめを受けている児童等の心理的圧迫感をしっかりと受け止めながら丁寧に聞き取りを行うとともに、当事者だけでなく、まわりの児童からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ② いじめの兆候を発見した場合は、いじめられる児童からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視したり、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあったりすることを理由に、必要な対応を欠くこととがないよう努める。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめの背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めるとともに、学級や学年の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていく。
- ② いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

(5) 家庭・地域社会との連携

- ① いじめの問題については、学校のみで解決することに固執しない。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図る。保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で関係者全員で取り組む。
- ② 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらえるような工夫する。
- ③ いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応する。また、いじめの問題に関して、学校と保護者や地域の代表者との意見交換の機会を設ける。特に PTA と学校との実質的な連絡協議の場を確保するなどにより、家庭・地域社会との連携を積極的に図る。
- ④ 実際にいじめが生じた際には、個人情報取り扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保する。また、事実を隠蔽するような対応は行わない。

- ⑤ いじめられる児童や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている児童を徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示す。
- ⑥ 特に、いじめられている場合には、そのことを自分の胸の中に止めたりせず、友人、教師、親に必ず相談するようにすることを伝えるとともに、教育センターの教育相談や『はにたんのこどもいじめ110番』など校内外の相談窓口を周知する。

※P. 19の相談窓口

(6) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- ② 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ③ 情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

(7) 教育委員会への報告

いじめ（疑いを含む）が確認された場合、「教育委員会への報告フローチャート」に従い、直ちに（いじめ事案確認後24時間以内）「いじめ不登校対策委員会」を開催するとともに、教育委員会へ報告する。

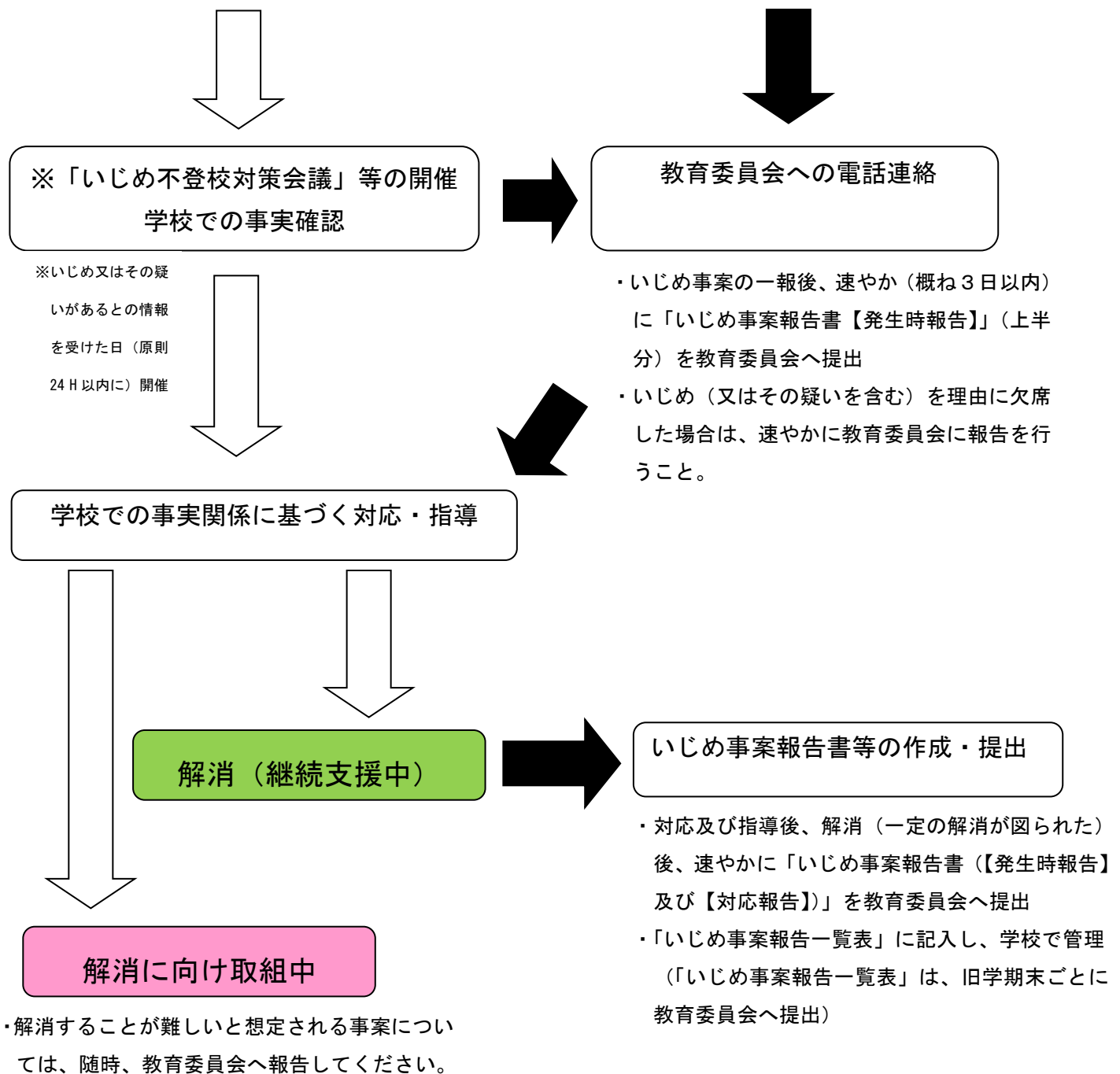
いじめ事案の一報後、速やかに（概ね3日以内）「いじめ事案報告書【発生時報告】」を教育委員会へ提出する。また、対応及び指導後、速やかに（対応後より概ね3日以内）「いじめ事案報告書（【発生時報告】及び【対応報告】）」を教育委員会へ提出する。

教育委員会への報告フローチャート

いじめの定義

当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法）

いじめ事案発生



(8) 重大事態への対処 → 【※重大事態への対応フローについてはP、20を参照】

【重大事態の意味（法第28条）】

次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態又は重大事態の疑いに当たる。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項）
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（法第28条第2項）

- ① の「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめの被害児童の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

- ② の「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び教育委員会の判断で迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、速やかに重大事態の発生を市長に報告する。

(3) 調査の主体と組織

教育委員会は、調査を行う主体及び調査組織について判断する。

① 学校が調査主体となって行う場合

「学校いじめ不登校対策委員会」が調査を行う。教育委員会は必要に応じて指導・助言を行う。また、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

② 教育委員会が主体となって行う場合

「学校問題解決チーム（調査チーム）」が調査を行う。その際、調査の公平性・中立性を確保するため、専門的な知識及び経験を有する外部の専門家（弁護

士、臨床心理士、警察官 OB 等) に対して、助言を依頼する。

また、調査の過程及び結果に対する検証等がさらに必要と判断した場合などには、教育委員会が調査の諮問を行い、教育委員会の附属機関である「高槻市いじめ問題専門委員会」が調査を行う。

2. 調査の実施

(1) 調査の内容

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校及び教育委員会が事実に向き合うことで重大事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。そのため、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(2) 調査の方法

<被害児童からの聴き取りが可能な場合>

- ① 被害児童からの聴き取りが可能な場合、当該児童から十分に聴き取るとともに、原則として、他の児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ② これらの調査を行うに当たっては、被害児童を守ることを最優先とし、質問紙の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう、十分に内容を吟味して実施する。

<被害児童からの聴き取りが不可能な場合>

- ① 児童の入院や死亡など、被害児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査組織や内容・方法について協議し、調査に着手する。
- ② 調査方法は、原則として、在籍児童生徒や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

3 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、被害児童やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会

は、他の児童のプライバシー保護や関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。調査結果について、教育委員会は速やかに市長に報告する。その際、被害児童又はその保護者が希望する場合、被害児童又はその保護者の所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。

4 市長による再調査等

(1) 再調査の方法

3の調査結果の報告を受けた市長が、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、本市の附属機関である「高槻市いじめ再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）」が再調査を行う。その際は、委員として、学識経験者などの専門的な知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない者を市長が任命する。また、市長は再調査委員会に対し、当該調査に先立ち、当該調査の必要性の有無についても諮問することができる。被害児童及びその保護者に対しては、適時・適切な方法で、調査結果等を説明する。これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長と教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処や当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。教育委員会においては、指導主事や学校教育専門員・臨床心理士の派遣などによる重点的な支援を行う。また、市長は再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、その結果を市議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を行う。

いじめ防止等に関する年間計画

	学校行事	児童会	アンケート	研修	いじめ防止等
4月	参観	児童集会 一年生を 迎える会		子どもの様子交流	生指会 生活指導部
5月	個人懇談 遠足	児童集会		特別支援教育研修 子どもの様子交流	生指会 生活指導部 ゆめみらい学園こども支援会議 生活指導研究協議会
6月	修学旅行 林間学校	児童集会	いごちアンケート	子どもの様子交流	生指会 生活指導部 ゆめみらい学園こども支援会議
7月	個人懇談 (希望制)			集団づくり校内研 子どもの様子交流	生指会 生活指導部 ゆめみらい学園こども支援会議 いじめ不登校対策委員会 生活指導研究協議会
8月				特別支援教育研修	
9月		児童集会		人権教育授業研究 子どもの様子交流	生指会 生活指導部 ゆめみらい学園こども支援会議 生活指導研究協議会
10月	運動会			子どもの様子交流	生指会 生活指導部 ゆめみらい学園こども支援会議
11月	参観 遠足		いごちアンケート	子どもの様子交流	生指会 生活指導部 いじめ不登校対策委員会 ゆめみらい学園こども支援会議 生活指導研究協議会
12月	個人懇談	児童集会 赤大路フェスティ バル		子どもの様子交流 集団づくり校内研	生指会 生活指導部 ゆめみらい学園こども支援会議
1月		児童集会		子どもの様子交流	生指会 生活指導部 ゆめみらい学園こども支援会議 生活指導研究協議会
2月	参観・懇談		いごちアンケート	集団づくり校内研 子どもの様子交流 特別支援教育研修	生指会 生活指導部 ゆめみらい学園こども支援会議 いじめ不登校対策委員会 生活指導研究協議会
3月	卒業式	6年生を 送る会		子どもの様子交流	生指会 生活指導部 ゆめみらい学園こども支援会議

<高槻市の相談窓口>

- 『はにたんの子どもいじめ110番』



QRコードを読み取っていただくと、
『はにたんの子どもいじめ110番』の
ページにつながります。

- 高槻市教育センター

『電話教育相談』 072-673-0783

*12:30~16:30 月~金曜日(祝日を除く)

『面接相談』 072-675-0398

*予約の受付 10:00~17:00 月~金曜日(祝日を除く)

<大阪府の相談窓口>

- 『すこやか教育相談24』

0120-0-78310 (※平成28年4月1日より番号が変更されています。)

*24時間対応の電話相談窓口です。

*IP電話からはかかりません。

- 大阪府教育センター『すこやか教育相談』

すこやかホットライン(子どもからの相談)

06-6607-7361 Eメール: sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

さわやかホットライン(保護者からの相談)

06-6607-7362 Eメール: sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

しなやかホットライン(教職員からの相談)

06-6607-7363 Eメール: sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp

*電話相談 月曜日~金曜日 9:30~17:30 (祝日・年末年始は休み)

*Eメール相談 24時間受付(回答は後日になります)

*FAX相談 FAX番号(06-6607-9826)

- 被害者救済システム『子ども家庭相談室』

0120-928-704 (無料電話 18歳未満のみの対応)

06-4394-8754 (保護者等)

*大阪府教育委員会が運用する、民間連携支援機関による相談窓口です。

*10:00~20:00 月・火・木曜日(祝日・休日は除く)

(重大事態発生時の対応フローチャート)

